

科研費(年度をこえた使用)－各研究費の相違点

平成31年1月現在

配分形態の別	科学研究費補助金(「補助金」)		学術研究助成基金助成金(「基金」)	
該当種目	特別推進研究(平成27年度以前に採択された研究課題) 新学術領域研究(研究領域提案型) 特別推進研究(平成28年度以降に採択された研究課題) 基盤研究(S) 基盤研究(A) 基盤研究(B)(平成24年度から平成26年度に採択された研究課題及び平成27年度以降に採択された応募区分「特設分野研究」の研究課題を除く。) 挑戦的研究(開拓) 若手研究(A)(平成29年度以前に採択された研究課題(平成24年度から平成26年度に採択された研究課題を除く。)) 研究活動スタート支援(※) 特別研究員奨励費		基盤研究(C) 挑戦的研究(萌芽) 挑戦的萌芽研究(平成28年度以前に採択された研究課題) 若手研究 若手研究(B)(平成29年度以前に採択された研究課題) 基盤研究(B)(平成24年度から平成26年度に採択された配分総額500万円以下の研究課題及び平成27年度以降に採択された応募区分「特設分野研究」の研究課題) 若手研究(A)(平成24年度から平成26年度に採択された配分総額500万円以下の研究課題) 特別研究促進費 新学術領域研究(研究領域提案型)『国際共同研究加速基金(国際活動支援班)』(平成28年度以前に採択された研究課題) 国際共同研究加速基金(帰国発展研究) 国際共同研究加速基金(国際共同研究強化) 国際共同研究加速基金(国際共同研究強化(B))	
性質	交付決定が1年度毎に行われ、執行はその年度内に限られる。		全研究期間の研究費が初年度に一括して交付決定され、年度毎に使い切る必要はない。	
次年度以降研究費の前倒し使用	可	手続き必要	可	手続き必要
	申請時期	【「調整金」を利用した前倒し使用申請】 年2回 (7～8月、9～11月)	申請時期	【前倒し支払請求】 年2回 (7～8月、9～11月)
研究費の次年度使用	可	手続き必要	可	最終年度以外は手続き不要
	申請時期	【繰越申請】 12～2月 ----- 【「調整金」を利用した次年度使用申請】(最終年度は不可) (次年度の)5～6月	申請時期	【補助事業期間延長承認申請】 最終年度の1～2月

※平成31年度から新規・継続ともに基金化予定。ただし、繰越承認を受けた平成30年度科研費分を除く。